

## 高知県工場用地整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県工場用地整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 補助金は、市町村が行う工場用地の立地条件の向上を図る事業（以下「補助事業」という。）に対し補助することにより、県内における工場用地の整備を円滑に推進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、別表第1に定めるものとし、高知県企業立地促進要綱に規定する指定用地（以下「指定用地」という。）又は特に知事が必要があると認める地区における市町村事業に限るものとする。

### (補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)

第4条 補助対象事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助事業の着手予定日の15日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更（別表第2に定める「軽微な変更」を除く。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が実施年度内に完了しない場合は、別記第4号様式による補助金繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

ればならないこと。

- (5) 補助事業についての帳簿を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る経費についての支出内容を証する書類を整備し、前号の帳簿とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、「減価償却費資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めて指示した事項

#### （実績報告）

- 第7条 市町村長は、補助事業の完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 市町村長は、補助事業が実施年度内に完了しない場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

#### （情報の開示）

- 第8条 補助事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

#### （グリーン購入）

- 第9条 市町村長は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第10号及び第8条の規定は、同日以降も

なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象 事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
候補地選定 調査事業	<p>市町村が行う工場用地の候補地選定に関する次の調査</p> <p>1 候補地選定調査 候補地選定、概略調査、候補地比較・検討（概算工事費の算出、比較検討資料の作成）等</p>	<p>左記調査に必要であると認められる経費。ただし、国等から交付される補助金等を除く。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>・1事業当たり 150万円</p>
条件 調査事業	<p>市町村が行う工場用地整備に必要な条件に関する次の調査</p> <p>1 条件調査 用地調査、用水調査、地質調査、団地開発の条件整理、団地開発計画の作成等</p>	<p>左記調査に必要であると認められる経費。ただし、国等から交付される補助金等を除く。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>・1事業当たり 400万円</p>
関連基盤 整備事業	<p>市町村が行う指定用地における次の整備事業</p> <p>1 道路整備事業 指定用地に密接に関連する市町村道、農道、林道その他の道路の新設、改良及び舗装</p> <p>2 用排水路整備事業 指定用地に密接に関連する用排水路又は排水路の新設及び改修</p> <p>3 その他の事業 その他これらに類する指定用地に密接に関連する施設であつて、知事が特に必要があると認めるもの</p>	<p>左記整備事業に必要であると認められる経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>・開発面積5ヘクタール以上は、 1指定用地当たり1億円</p> <p>・開発面積5ヘクタール未満は、 1指定用地当たり5,000万円</p>

別表第2（第6条関係）

次に掲げる変更で、当該変更による補助対象経費の変更額が決定補助対象経費の3割以内の減額のもの

- 1 違算又は誤測の訂正に係る変更
- 2 主な工法及び構造物に変更がない場合の事業
- 3 事業の内容に変更がなく、経費の変更のみの場合の事業

別表第3（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県工場用地整備事業費補助金交付申請書

高知県工場用地整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり高知県工場用地整備事業費補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業名
- 3 補助対象事業区分
- 4 事業目的
- 5 補助事業実施計画書（別紙1）
- 6 補助事業収支予算書（別紙2）
- 7 添付書類
  - （1）補助対象区域の設計書
  - （2）その他参考となるべき資料

補助事業実施計画書

1 事業実施場所（地区名）

2 事業実施期間

（1）着手予定年月日

（2）完了予定年月日

3 事業内容及び経費所要額

年度	補助対象 事業区分	事業内容	総事業費	内 訳		補助対象経費 の算出基礎
				補助対象経費	補助対象外経費	
			円	円	円	
			円	円	円	
合 計			円	A 円	円	補助金交付申請額（A×1/2） 千円

（注）補助金交付申請額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨ててください。

別紙 2

補助事業収支予算書

1 収入の部

(単位：千円)

年 度	区 分	予 算 額	摘 要
	合 計		

2 支出の部

(単位：千円)

年 度	区 分	予 算 額	摘 要
	合 計		

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

高知県工場用地整備事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県工場用地整備事業費補助金に係る事業の内容（経費の配分等）を下記のとおり変更したいので、高知県工場用地整備事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業区分
- 3 事業目的
- 4 変更内容及び理由

5 補助金変更申請額

既交付決定額 A	変更後の補助金交付申請額 B	差引き増減額 A - B
円	円	円

- 6 補助事業実施変更計画書（別紙1）
- 7 補助事業収支予算書（別紙2）
- 8 添付書類
  - （1）補助対象区域の変更設計書
  - （2）その他参考となるべき資料

補助事業実施変更計画書

1 事業実施場所（地区名）

2 事業実施期間

（1）着手年月日

（2）完了予定年月日

3 事業内容及び経費所要額

年度	補助対象 事業区分	事業内容	総事業費	内 訳		補助対象経費 の算出基礎
				補助対象経費	補助対象外経費	
			円	円	円	
			円	円	円	
合 計			円	C 円	円	補助金交付申請額・・・B (C×1/2) 千円

（注） 1 補助金交付申請額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨ててください。

2 金額に変更がある場合は、変更前の金額を上段に括弧書きで記入してください。

別紙 2

補助事業収支予算書

1 収入の部

(単位：千円)

年 度	区 分	予 算 額	摘 要
	合 計		

2 支出の部

(単位：千円)

年 度	区 分	予 算 額	摘 要
	合 計		

(注) 金額に変更がある場合は、変更前の金額を上段に括弧書きで記入してください。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県工場用地整備事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県工場用地整備事業費補助金に係る事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県工場用地整備事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）事項

（1）事業名

（2）補助対象事業区分

（3）事業目的

（4）補助金交付決定額 金 円

3 事業実施期間

（1）着手年月日

（2）中止（廃止）年月日

高知県知事 様

市町村長

高知県工場用地整備事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県工場用地整備事業費補助金に係る事業について、 年度内の完了が困難になりましたので、高知県工場用地整備事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 号の規定により、下記のとおり繰越の承認を申請します。

記

1 繰越内容及び理由

2 事業実施期間

- (1) 着手年月日
- (2) 変更前の完了予定年月日
- (3) 変更後の完了予定年月日

3 繰越額の計算

総事業費	補助対象 経 費	既 交 付 決 定 額	年度末 予定 出来高	年度支出予定額		繰 越 額	
				事業費	補助金	事業費	補助金
円	円	円	%	円	円	円	円

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県工場用地整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県工場用地整備事業費補助金に係る事業を完了しましたので、高知県工場用地整備事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額 金 円

2 事業名

3 補助対象事業区分

4 事業目的

5 補助事業実績調書（別紙 1）

6 補助事業収支決算書（別紙 2）

7 添付書類

- （1）補助対象事業の概要を示す写真
- （2）契約書の写し及び支出内容を証する書類
- （3）補助対象区域の設計書
- （4）その他参考となるべき資料

補助事業実績調書

1 事業実施場所（地区名）

2 事業実施期間

（1）着手年月日

（2）完了年月日

3 事業内容及び経費所要額

年度	補助対象 事業区分	事業内容	総事業費	内 訳		補助対象経費 の算出基礎
				補助対象経費	補助対象外経費	
			円	円	円	
			円	円	円	
合 計			円	A 円	円	実績報告額 (A × 1/2) 千円

（注）実績報告額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨ててください。

別紙 2

補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：千円)

年 度	区 分	決 算 額	摘 要
	合 計		

2 支出の部

(単位：千円)

年 度	区 分	決 算 額	摘 要
	合 計		

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県工場用地整備事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました  
高知県工場用地整備事業費補助金に係る事業の 年度終了実績について、高知県工場用  
地整備事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業区分
- 3 事業目的
- 4 補助事業年度終了実績調書（別紙）

